

訴 状

2020年（令和2年）10月14日

大阪地方裁判所 御 中

別紙原告訴訟代理人目録記載の弁護士代表
弁護士 阪 口 徳 雄（送達先）

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

違法確認等請求事件

訴訟物の価額 万円

貼用印紙代 万円

請 求 の 趣 旨

- 1 原告の内閣官房内閣総務官に対する2020年9月7日にした別紙情報公開請求目録記載の行政文書（以下「本件対象文書」という）の開示請求について、内閣官房内閣総務官が行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条各項に基づき決定をしないことが違法であることを確認する。
 - 2 内閣官房内閣総務官は原告に対し、本件対象文書を直ちに開示決定をせよ。
 - 3 訴訟費用は、被告の負担とする
- との判決を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者（原告）

原告は神戸学院大学法学部教授であり、憲法学を専門とする研究者であり、内閣官房報償費（機密費）について内閣官房内閣総務官に、財務省「森友学園」事件の応接録等について近畿財務局長に、黒川弘務東京高検検事長閣議決定について法務大臣等に、アベノマスクの単価などを含む契約書等について厚生労働大臣及び文部科学大臣に、それぞれ、情報公開法に基づき行政文書の公開を請求し、国の行政文書の保管、開示についてのあり方について研究している者であり、本件対象文書について情報公開請求をした者である。

第2 本件情報公開請求、開示決定等の期限の延長およびその違法性

1 本件情報公開請求と開示決定等の期限の延

- (1) 原告は、2020年9月7日付け（受付は同月8日）で、行政機関の保有

する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という）第3条に基づき、内閣官房内閣総務官に対し、別紙記載の本件対象文書の開示を請求した。

- (2) これに対し、内閣官房内閣総務官は、2020年10月7日付けで、情報公開法第10条第2項に基づく開示決定等の期限を同年11月9日まで30日間（請求から60日間）延長する旨の決定を行った。

延長理由は、「処理すべき事務が多く、開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行うことが事務処理上困難であるため」とされた。

この延長の通知書は10月9日夕、原告に届いた。

2 開示決定等の期限の延長の違法性

- (1) 情報公開法は、情報公開請求がなされた場合、行政機関の長は、文書の全部又は一部を開示する場合はその旨の決定をして、また開示しないときはその旨の決定をして、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないと定め（情報公開法第9条）、その開示決定等の期限については、開示請求があった日から30日以内にしなければならないと定めている（同法第10条第1項）。
- (2) 行政機関の長は、「事務処理上の困難その他正当な理由がある」ときは、「30日以内に限り延長することができる。」と定めている（同法第10条第2項）が、原告の上記情報公開の本件対象文書は、いわゆる公文書管理法（公文書等の管理に関する法律）や、内閣官房内において、既に定められている内閣官房行政文書管理規則において定められている文書であり、かつそれらに基づき職員が毎日事務を行っているのであるから、極々短時間で確認できる文書である。たとえ多忙であったとしても、あえて何日間もの日数を要して探し出す必要はない。例えば、原告が内閣法制局長官に対し2020年7月27日付で、類似の情報公開請求（内閣法制局行

政文書管理規則第29条により、総括文書管理者（総務主幹）が同規則の「施行に関し必要な事項」を定めた「細則」）を行ったところ、内閣法制局長官は翌週の同年8月5日付で開示決定を行った。また、国土交通大臣に対し2020年9月7日付で同様の情報公開請求（1. 国土交通省行政文書管理規則第15条第1項により総括文書管理者が作成した「行政文書ファイル保存要領」、2. 同規則第17条により総括文書管理者が「国土交通省における行政文書ファイル等の集中管理について」定めた文書、3. 同規則第31条により「文書の受付、配布、起案、決裁、施行、貸出し等について」定めた文書（下記5を除く）、4. 同規則第33条により総括文書管理者が定めた「細則」、5. 国土交通省行政文書取扱規則（平成23年国土交通省訓令第26号））を行ったところ、国土交通大臣は、4週間かからない同年10月1日付で開示決定を行った。

他省庁にできることが菅政権になってから内閣官房にできないわけがない。したがって、内閣官房内閣総務官が、原告の上記情報公開請求に対し30日以内に開示決定せず、開示期限等の延長を行った決定は、「事務処理上の困難その他正当な理由がある」とは到底言えないので、同法第10条第1項および同条第2項に違反する。

(2) よって、行政事件訴訟法第3条第5項、第37条に基づき、行政庁が法令に基づく申請に対し、受理した日から、同年10月7日以内に開示決定をすべきであるにもかかわらずこれをしないことから、開示決定をしないことにつき違法の確認を求める訴えを提起する。

また、行政事件訴訟法第3条第6項第2号、第37条の3第3項第1号に基づき、行政庁に対し30日以内の開示処分を求める旨の法令に基づく申請がされたにもかかわらず、当該行政庁が30日以内に開示処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないことから、開示決定の義務付けも求める。

第3 まとめ

安倍政権になってから行政文書の管理がずさんになってきた。特に財務省「森友学園」事件では、時の政権に不利な内容を記載した文書を改ざん、廃棄する等して国民への情報開示を妨げてきた。近畿財務局の職員で自死した赤木さんの遺書で、明らかになったように開示すべき文書でも「タイミングをずらして開示する」などの行為が横行した。

その具体的な手法として

第1に 情報公開法では、開示請求があった日から30日以内にしなければならない(10条1項)が「事務処理上の困難その他正当な理由があるときは」その期間を30日以内に限り延長することができる規定の「事務処理上の困難その他正当な理由がない」のにこの規定を乱用して延長する手法である。本件の場合がそれに該当する。

第2に 同法第4条2項において、「形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」「本規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」(10条1項、但書)の規定を乱用して、「補正」を要求し開示を事実上延長する手法である

菅政権になっても同様で、この悪弊は承継され改善されていない。

とりわけ 原告が開示を求める対象文書は公文書管理法、行政文書管理規則に定めのある行政文書ばかりであり、日常行政文書の管理をする上に、参考に行っている行政文書であり、職員であれば誰でも明らかな文書ばかりである。このような公文書管理の基本となる文書を30日も不必要に延長することは違法であるので、請求の趣旨記載の通り、その違法確認と、同時に直ちに開示するよう求め、本件訴訟を提起する次第である。

証 拠 方 法

別紙証拠説明書記載の通り

添 付 書 類

- | | | |
|---|--------|-------|
| 1 | 甲号証の写し | 各 1 通 |
| 2 | 証拠説明書 | 1 通 |
| 3 | 委任状 | 1 通 |

別紙情報公開請求文書目録

- 1 内閣官房行政文書管理規則第4条第14項により部局総括文書管理者が「総括文書管理者と協議の上、当該部局の行政文書の管理の体制」について定めた文書
- 2 同規則第8条第1項により総括文書管理者が作成した「行政文書ファイル保存要領」
- 3 同規則第8条第4項により副総括文書管理者が「文書管理者から引継ぎを受けた行政文書ファイル等について」「当該行政文書ファイル等を適切に保存するとともに、集中管理を行う」ために別に定めた文書
- 4 同規則第19条により総括文書管理者が定めた「細則」
- 5 内閣官房文書取扱規則（平成23年3月30日内閣総理大臣決定）